

県発注工事におけるダンピング対策の強化について（お知らせ）

ダンピング受注の排除徹底のため、建設工事における完成後調査の実施対象を拡大するなど、契約後のモニタリングを強化します。

1 内容

区分	現状	追加する強化策
低入札者	・低入契約後の下請支払状況確認、完成後調査	・現状どおり
上記以外	（契約時の確認） ・契約後の法定福利費（皺寄せ懸念のある経費）の重点確認	（契約時の確認経費の拡大） ・法定福利費に加えて <u>労務費等を重点確認</u>
	（完成後調査） ・法定福利費確認で疑義がある場合等のダンピングが疑われる場合、低入札契約に準じた調査を実施	（完成後調査の範囲拡大） ・従来のケースに加えて <u>落札率 90%未満の場合は一律調査</u>

2 施行時期

令和 7 年度から適用開始

（詳細な内容や具体的な開始時期については別途お知らせします）